改正後

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

委託先の区分	一級地	二級地	三級地
東京都の区の存する地域	四、一四八円	四、〇四七円	四、〇二一円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、〇四七円	四、〇二一円	三、九四五円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、〇二一円	三、九四五円	三、八九五円
神戸市	三、九四五円	三、八九五円	三、七九三円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	三、八九五円	三、七九三円	三、七一八円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　静岡市　津市　岡崎市　佐野市　和歌山市	三、七九三円	三、七一八円	三、六四二円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	三、七一八円	三、六四二円	
上記以外の市町村	三、六四二円		

〔2～4　略〕

第六条の二　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

委託先の区分	一級地	二級地	三級地
東京都の区の存する地域	四、七〇九円	四、五九一円	四、五六一円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、五九一円	四、五六一円	四、四七二円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、五六一円	四、四七二円	四、四一三円
神戸市	四、四七二円	四、四一三円	四、二九五円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、四一三円	四、二九五円	
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　静岡市　津市　岡崎市　佐野市　和歌山市	四、二九五円		

改正前

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

委託先の区分	一級地	二級地	三級地
東京都の区の存する地域	四、一一九円	四、〇一九円	三、九九四円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、〇一九円	三、九九四円	三、九一九円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	三、九九四円	三、九一九円	三、八六九円
神戸市	三、九一九円	三、八六九円	三、七六八円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	三、八六九円	三、七六八円	
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　静岡市　津市　岡崎市　佐野市　和歌山市	三、七六八円		
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	三、六九三円	三、六一八円	
上記以外の市町村	三、六一八円		

〔2～4　略〕

〔条を加える。〕